

府省共通事務に関する行政評価・監視

＜資料＞

＜1 物品、役務等の一括調達推進等＞

資料1	消耗品3品目に係る年間の契約件数が数件となっている例等	1
資料2	計画的に一括調達を行うことにより、一般競争入札に付すことが可能であったと考えられる例	2
資料3	合同庁舎において、共用部分と専用部分の蛍光灯類を一括調達した場合と比べ、調達単価が割高となっている例	3
資料4	複数の清掃業務を一括することにより一般競争入札に付すことが可能であったとみられる庁舎	4
資料5	電力供給契約において一般競争入札に付すことが可能とみられる庁舎	5

＜2 調達事務の集約化の推進＞

資料6	同一機関内に複数の調達機関を設置している例	6
資料7	同一建物内に所在する本府省と外局において、共同調達を実施していたと仮定した場合の節減可能額の例	7

＜4 公用車の効率化の推進＞

資料8	専任の運転手のみが公用車を運転している機関において、運転手よりも公用車の台数が多い機関	8
資料9	各部局が運行管理を行っている公用車で、平成17年度の走行距離が4,000km未満の公用車	8
資料10	平成17年度における走行距離4,000km未満で、かつ、使用日数50日未満の公用車	9
資料11	北海道開発局（本局）及び札幌開発建設部の一般職員が運転する車両の使用実績	9
資料12	代替手段により削減を図る余地があるとみられる公用車	10

＜5 旅費事務の見直し等＞

資料13	航空機使用の出張における割引航空券及びパック商品の利用状況等	11
------	--------------------------------	----

＜6 行政効率化の一層の推進＞

資料14	行政効率化推進計画の周知・指示の状況	12
資料15	府省別勧告事項	13

資料 1

○ 消耗品 3 品目に係る年間の契約件数が数件となっている例

(単位：件、千円)

府省名	機関名	調達機関名	単価契約		総価契約		計	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額
財務省	福岡国税局	総務部次長	5	71,548	1	7,316	6	78,864
厚生労働省	青森社会保険事務局	局長	4	5,083	0	0	4	5,083

※ 両機関とも、すべての案件を、一般競争入札に付して契約している。

※ なお、広島国税局においても、消耗品 3 品目に係る年間の契約件数は、5 件となっている。

○ 消耗品 3 品目に係る年間の契約件数が多くなっている例

(単位：件、千円、%)

府省名	機関名	調達機関名	平成 17 年度契約状況				備 考
			件数	金額	うち総価契約		
					件数 (構成比)	金額 (構成比)	
内閣府	沖縄総合事務局	総務部長	364	23,669	363 (99.7)	20,464 (86.5)	総価契約分は、すべて少額随意契約
国土交通省	北海道開発局	開発監理部長	912	90,595	911 (99.9)	83,184 (91.8)	総価契約分は、すべて少額随意契約
	札幌開発建設部	部長	350	31,540	347 (99.1)	19,017 (60.3)	総価契約分は、すべて少額随意契約
防衛省	陸上幕僚監部	中央会計隊長	334	96,036	334 (100.0)	96,036 (100.0)	総価契約分のうち、9 件、24,029 千円のみ一般競争契約

○ 消耗品 3 品目の各品目について、少額随意契約による年間の調達額が多くなっている例

(単位：千円、%)

府省名	機関名	調達機関名	品目名	平成 17 年度調達額		計
				一般競争契約 (構成比)	少額随意契約 (構成比)	
文部科学省	本省	大臣官房会計課長	トナー類	0 (0.0)	73,272 (100.0)	73,272 (100.0)
厚生労働省	本省	大臣官房会計課長	トナー類	4,631 (2.3)	193,728 (97.7)	198,359 (100.0)
国土交通省	北海道開発局	開発監理部長	トナー類 文具用品類等	0 (0.0)	83,184 (100.0)	83,184 (100.0)

資料 2

計画的に一括調達を行うことにより、一般競争入札に付すことが
可能であったと考えられる例（備品）

○ 平成 18 年 3 月 7 日～28 日（22 日間（休日を 7 日含む。））の間に、机を 9 回、椅子を 13 回調達

（単位：脚、台、円）

府省名	機関名	調達機関名	品目	調達数量	金額	契約日	契約方式	調達先
厚生労働省	神奈川県労働局	総務部長	机 A	2	94,500	平 18.3.7	随意	a 社
			椅子 A	3	103,950			
			椅子 B	8	149,520	平 18.3.7	随意	b 社
			机 B、C、D	4	146,475			
			椅子 C、D、E、F、 G、H、I、J、K	39	779,916	平 18.3.9	入札	c 社
			椅子 L	4	135,072	平 18.3.9	随意	a 社
			椅子 M	2	107,142	平 18.3.10	随意	c 社
			机 E	3	147,420			
			椅子 N	9	192,303	平 18.3.13	随意	b 社
			机 F	1	58,884			
			椅子 O	1	36,624	平 18.3.15	随意	a 社
			机 G	1	84,840			
			椅子 P	3	197,316	平 18.3.16	随意	a 社
			机 H、I	4	144,018			
			椅子 Q、R	6	76,291	平 18.3.16	随意	c 社
			机 J	6	207,588	平 18.3.20	随意	b 社
			椅子 S	6	212,688	平 18.3.22	随意	a 社
			机 K、L	5	356,181			
			椅子 T	4	235,200	平 18.3.22	随意	d 社
			机 M	4	205,800			
椅子 U	5	199,500	平 18.3.24	随意	d 社			
椅子 V	1	57,183	平 18.3.28	随意	e 社			
合 計		121	3,928,411		14 件			
			うち入札	43	926,391		1 件	
			うち随意	78	3,002,020		13 件	

○ 平成 18 年 3 月 3 日～17 日（15 日間（休日を 4 日含む。））の間に、パソコンを 8 回、プリンタを 6 回調達

（単位：台、円）

府省名	機関名	調達機関名	品目	調達数量	金額	契約日	契約方式	調達先
国土交通省	中部地方整備局	局長	プリンタ A 等	—	634,095	平 18.3.3	随意	f 社
			パソコン A	6	780,000	平 18.3.9	随意	g 社
			パソコン B、C 等	—	596,505	平 18.3.9	随意	h 社
			パソコン D、プリンタ B 等	—	395,800	平 18.3.9	随意	i 社
			パソコン E 等	—	823,470	平 18.3.13	随意	g 社
			パソコン F 等	—	548,980	平 18.3.13	随意	g 社
			プリンタ C 等	—	257,250	平 18.3.13	随意	h 社
			パソコン G 等	—	238,165	平 18.3.13	随意	f 社
			プリンタ D	1	338,100	平 18.3.14	随意	j 社
			プリンタ E、F	1	188,580	平 18.3.14	随意	h 社
			パソコン H	1	924,000	平 18.3.14	随意	k 社
			パソコン I、J	2	750,000	平 18.3.17	随意	h 社
			プリンタ D	2	701,400	平 18.3.17	随意	k 社
			合 計		—	7,176,345		13 件

資料 3

合同庁舎において、共用部分と専用部分の蛍光管類を一括調達した場合と比べ、
調達単価が割高となっている例

① 蛍光管類の調達単価の比較（平成 17 年度）（さいたま新都心合同庁舎 1 号館と 2 号館）

（単位：本、円）

合同庁舎名	区分（入居官署名）	契約方式	調達数	単価		合計金額
					指数	
さいたま新都心 合同庁舎 1 号館	共用部分及び専用部分	一般競争	2,500	323.4	100	808,500
		契約				
さいたま新都心 合同庁舎 2 号館	共用部分	随意契約	300	420.0	130	126,000
	専用部分（関東管区警察局）	随意契約	175	735.0	227	128,625
		随意契約	50	840.0	260	42,000
	専用部分（東京矯正管区）	随意契約	25	900.0	278	22,500
		随意契約	50	868.0	268	43,400
	専用部分（関東地方更生保護委員会）	随意契約	600	490.0	152	294,000
		随意契約	600	588.0	182	352,800
	専用部分（関東地方整備局）	随意契約	50	1,164.0	360	58,200
共用部分及び 5 官署の専用部分合計（平均）	—	1,850	(577.0)	(178.4)	1,067,525	

（注） 1 蛍光管類のうち 32 ワットの高周波点灯専用直管形蛍光ランプについて比較した。

2 さいたま新都心合同庁舎 2 号館には 6 官署が入居しているが、本表には、今回調査した 5 官署の調達実績を記載した。

② 蛍光管類の調達単価の比較（平成 17 年度）（京都農林水産総合庁舎）

（単位：本、円）

合同庁舎名	区分（入居官署名）	契約方式	調達数	単価		合計金額
					指数	
京都農林水産 総合庁舎	共用部分及び専用部分（近畿農政局）	随意契約	300	320.25	100	96,075
	専用部分（京都大阪森林管理事務所）	随意契約	25	931.35	291	23,283

（注） 蛍光管類のうち 40 ワットのラピッドスタート直管形蛍光ランプについて比較した。

資料 4

複数の清掃業務を一括することにより一般競争入札に付すことが可能であったとみられる庁舎

(単位：円)

府省名	庁舎名	管理官署名	役務の内容	契約業者	契約金額
農林水産省	水戸地方合同庁舎	茨城農政事務所	日常清掃（週2回）	A社	682,500
			定期清掃（床清掃（年6回）及びガラス清掃（年1回））	A社	619,500
			合 計		1,302,000
	茨城農政事務所庁舎	茨城農政事務所	日常清掃（週2回）	B社	984,000
			定期清掃（床ワックス）	B社	178,500
			定期清掃（床ワックス）	B社	157,500
			合 計		1,320,000
経済産業省	中部経済産業局総合庁舎	中部経済産業局	庁舎清掃（定期清掃）	C社	5,040,000
			シャワー室清掃	C社	57,750
			庁舎床面等定期清掃	C社	354,553
			庁舎窓ガラス等清掃業務	C社	332,766
			合 計		5,785,069

(注) 中部経済産業局総合庁舎の庁舎清掃（定期清掃。契約金額504万円。一般競争契約）以外の契約は、すべて随意契約である。

資料 5

電力供給契約において一般競争入札に付すことが可能とみられる庁舎

(単位 : kW)

府省名	庁舎名	管理官署名	契約電力
宮内庁	宮内庁庁舎	宮内庁本庁	2,200 (注) 3
総務省	仙台第2合同庁舎	東北総合通信局	419
	長野第1合同庁舎	信越総合通信局	206
法務省	千葉地方合同庁舎	千葉地方法務局	244
	大分法務合同庁舎	大分地方法務局	125
	仙台北法務総合庁舎	仙台高等検察庁	347
	高松法務合同庁舎	高松高等検察庁	590
財務省	札幌第1合同庁舎	北海道財務局	1,600
	秋田第二合同庁舎	秋田財務事務所	180
厚生労働省	茨城労働局庁舎	茨城労働局	195
	藤沢労働総合庁舎	藤沢公共職業安定所	118
	松山労働総合庁舎	松山公共職業安定所	106
農林水産省	水戸地方合同庁舎	茨城農政事務所	154
	京都農林水産総合庁舎	近畿農政局	332
	関東森林管理局庁舎	関東森林管理局	284
国土交通省	名古屋合同庁舎第2号館	中部地方整備局	922
	神戸防災合同庁舎	神戸海洋気象台	170
計	7府省 17庁舎		

(注) 1 当省の調査結果による。

2 いずれの庁舎においても、一般電気事業者又は特定規模電気事業者が維持し運用する特別高圧電線路又は高圧電線路から受電している。

3 皇居全体の契約電力であり、宮内庁庁舎が占める契約電力はその一部である。

資料 6

同一機関内に複数の調達機関を設置している例

事例区分	府省名	調達機関名
本府省の内部部局内のほとんどの部局に計 14 調達機関が設置され、トナー類について各々独自に調達している例	国土交通省	大臣官房会計課長 大臣官房官庁営繕部長 総合政策局長 国土計画局長 土地・水資源局長 土地・水資源局水資源部長 都市・地域整備局長 河川局長 道路局長 住宅局長 自動車交通局長（自動車損害賠償保障事業特別会計） 自動車交通局長（自動車検査登録特別会計） 航空局長 北海道局長
特別会計を担当する定員 7 人分のみの調達を行う調達機関が設置されている例	農林水産省	林野庁森林整備部研究・保全課（森林保険特別会計） （平成 17 年度の共通物品に係る調達実績は、椅子 96 万円、パソコン 100 万円、トナー類 54 万円、文具用品類等 23 万円）

資料 7

同一建物内に所在する本府省と外局において、共同調達を実施していたと仮定した場合の節減可能額の例

総務省本省と消防庁におけるコピー用紙の単価比較（平成 17 年度）

規格	契約単価（円）		単価の比率 (b/a)
	総務省本省 (a)	消防庁 (b)	
A 4 判	1,022.7	1,942.5	1.9
A 3 判	1,278.9	2,155.65	1.69
B 4 判	1,596	2,913.75	1.83
B 5 判	798	1,522.5	1.91

連名の年間単価契約により調達を行った場合における経費節減額（試算）

（単位：円、％）

規格	消防庁の調達額 (a)	総務省本省と連名による競争入札による年間単価契約により調達した場合の調達額 (b)	節減額 (a - b) (c)	節減比率 (c/a ×100)
A 4 判	7,847,699	4,131,708 (@1,022.7 × 4,040 箱)	3,715,991	47.4
A 3 判	239,271	141,957 (@1,278.9 × 111 箱)	97,314	40.7
B 4 判	116,546	63,840 (@1,596 × 40 箱)	52,706	45.2
B 5 判	39,584	20,748 (@ 798 × 26 箱)	18,836	47.6
合計	8,243,100	4,358,253	3,884,847	47.1

資料 8

専任の運転手のみが公用車を運転している機関において、
運転手よりも公用車の台数が多い機関

(単位：台、人)

府省名	機関名	公用車配置台数 (a)	運転手配置人数 (b)	a - b
総務省	北海道管区行政評価局	2	1	1
	九州総合通信局	3	2	1
法務省	仙台高等検察庁	3	2	1
国土交通省	関東地方整備局	11	10	1
	大宮国道事務所	12	7	5
	中部地方整備局	10	9	1
3 府省 6 機関				10

(注) 関東地方整備局はさいたま新都心合同庁舎 2 号館分について、中部地方整備局は三の丸庁舎分について、記載している。

資料 9

各部局が運行管理を行っている公用車で、平成 17 年度の走行距離が 4,000km 未満の公用車

(単位：台)

府省名	機関名	公用車台数 (うち各部局が 運行管理を行 っている台数)	運行管理の方法	各部局が運行管理を行っ ている公用車で、平成 17 年 度の走行距離が 4,000km 未 満の公用車の台数
国家公安委員会	関東管区警察局	10 (10)	課ごと	8
	中国管区警察局	8 (8)	部ないし課ごと	1
財務省	近畿財務局	8 (6)	部ごと	2
	仙台国税局	57 (47)	部ないし課ごと	1
	関東信越国税局	40 (38)	課ごと	4
	福岡国税局	23 (11)	部ないし課ごと	1
農林水産省	福島森林管理署	7 (3)	課ごと	1
国土交通省	岡山国道事務所	23 (15)	課ごと	6
4 府省 8 機関				24

資料 10

平成 17 年度における走行距離 4,000km 未満で、かつ、使用日数 50 日未満の公用車

(単位 : km、日)

府省名	機関名 (公用車配置台数)	走行距離 4,000km 未満かつ使用日数 50 日未満の公用車		
		区分	走行距離	使用日数
法務省	東京矯正管区 (2)	小型乗用自動車	1,552	24
財務省	沖縄地区税関 (19)	普通貨物自動車	1,422	34
厚生労働省	茨城労働局 (9)	小型乗用自動車	3,173	35
農林水産省	群馬森林管理署 (5)	軽乗用自動車	3,162	30
国土交通省	札幌開発建設部 (29)	小型乗用自動車	393	4
	名四国道事務所 (9)	小型乗用自動車	2,548	33
	近畿地方測量部 (5)	小型貨物自動車	1,907	25
5 府省 7 機関		7 台		

資料 11

北海道開発局 (本局) 及び札幌開発建設部の一般職員が運転する車両の使用実績

(単位 : km、日)

機関名	区分	平成 18 年 4 月 ~ 10 月		(参考) 平成 17 年度	
		走行距離	使用日数	走行距離	使用日数
北海道開発局 (本局)	小型乗用自動車	0	0	12,733	—
札幌開発建設部	小型乗用自動車	239	2	393	4

(注) 札幌開発建設部の小型乗用自動車は、平成 17 年度における走行距離が 4,000km 未満で、かつ、使用日数が 50 日未満の公用車である。

代替手段により削減を図る余地があるとみられる公用車

(単位：km、日、円)

府省名	機関名	区分 (保有状況)	平成 17 年度の走行実績		公用車の 年間費用 (a)	代替手段の 年間費用 (b)	代替の内容	a - b
			走行距離	使用日数				
法務省	福島保護観察所	小型乗用自動車(保有)	1,461	106	357,672	199,920	必要の際にタクシーを使用	157,752
	千葉保護観察所	小型乗用自動車(リース)	883	68	456,273	263,386	必要の際にタクシーを使用	192,887
	松山保護観察所	小型乗用自動車(リース)	2,124	65	351,283	207,997	必要の際にタクシー又はレンタカーを使用	143,286
	高知保護観察所	小型乗用自動車(保有)	837	50	341,079	105,656	必要の際にタクシー又はレンタカーを使用	235,423
財務省	東北財務局	小型乗用自動車(保有)	3,121	79	382,834	274,820	タクシー又はレンタカーを使用	108,014
国土交通省	国土地理院 中部地方測量部	小型貨物自動車(保有)	4,907	40	367,247	241,012	必要の際にレンタカーを使用	126,235
3府省6機関6台								

- (注) 1 「公用車の年間費用」及び「代替手段の年間費用」については、当該公用車の平成 17 年度の走行実績を基に当省が試算した。
- 2 「公用車の年間費用」については、保有車は、車両取得価格を当該機関における一般的な耐用年数で除した金額に年間の維持費用を足しあわせて算出している。リース車については、年間のリース料に燃料費を加えて算出している。
- 3 福島保護観察所、高知保護観察所、国土地理院中部地方測量部については、使用年数を 7 年として算出した。東北財務局については、使用年数を 9 年として算出した。

資料 13

航空機使用の出張における割引航空券及びパック商品の利用状況等
(平成 18 年 1 月から 6 月、10 件以上の機関)

府省名	機関名	職員数	調査した職員数	出張件数	旅費執行額(千円)	航空機使用出張件数①	金額(千円)	割引航空券の利用件数②	航空機使用パック商品の利用件数③	割引航空券及びパック商品の利用率 ($\frac{②+③}{①} \times 100$)
内閣府	沖縄総合事務局	722	69	222	13,852	213	13,699	57	42	46.5%
公正取引委員会	九州事務所	22	22	84	4,052	44	2,986	24	1	56.8%
国家公安委員会	東北管区警察局	168	168	339	11,591	20	1,592	18	2	100.0%
	関東管区警察局	289	289	4,785	3,386	15	873	14	0	93.3%
総務省	北海道管区行政評価局	42	42	169	6,831	61	3,723	32	25	93.4%
	熊本行政評価事務所	14	14	193	2,408	11	732	5	0	45.5%
	北海道総合通信局	128	128	234	10,999	92	6,502	22	13	38.0%
	四国総合通信局	96	96	427	16,663	59	3,576	25	27	88.1%
	九州総合通信局	152	152	1,277	23,960	103	7,111	5	15	19.4%
法務省	大阪法務局	662	662	232	12,534	14	846	12	0	85.7%
	熊本地方法務局	192	192	2,522	14,277	31	2,680	5	1	19.4%
	東京矯正管区	61	61	127	4,470	17	1,180	0	3	17.6%
	広島矯正管区	47	47	198	7,410	11	719	1	0	9.1%
	福岡入国管理局	144	144	345	9,406	58	3,566	15	2	29.3%
	福岡高等検察庁	77	77	269	15,082	96	6,694	84	6	93.8%
	福岡地方検察庁	236	236	178	14,686	55	10,259	41	0	74.5%
財務省	北海道財務局	204	204	316	14,405	152	8,813	97	42	91.4%
	関東財務局	871	871	1,317	57,763	13	1,514	13	0	100.0%
	近畿財務局	466	466	693	43,267	21	1,518	17	1	85.7%
	函館税関	114	55	174	8,103	31	1,820	15	14	93.5%
	名古屋税関	956	956	721	22,390	32	1,573	12	16	87.5%
	沖縄地区税関	192	192	168	8,414	154	8,176	78	51	83.8%
	仙台国税局	526	90	394	16,991	39	2,072	9	30	100.0%
	関東信越国税局	904	119	503	21,148	19	1,144	3	14	89.5%
	金沢国税局	349	349	1,053	40,976	121	7,152	22	93	95.0%
	金沢税務署	267	267	248	7,634	13	1,016	6	7	100.0%
	広島国税局	554	554	3,203	141,980	78	4,653	12	59	91.0%
	福岡国税局	467	86	338	13,608	115	6,650	22	73	82.6%
	博多税務署	169	169	509	5,692	19	1,329	6	6	63.2%
厚生労働省	関東信越厚生局(麻薬取締部)	45	45	147	6,317	15	1,489	9	0	60.0%
	九州厚生局	70	70	744	10,701	125	6,872	54	44	78.4%
	愛媛労働局	136	136	238	10,360	128	7,384	49	39	68.8%
	大分労働局	84	84	157	7,892	120	6,925	50	62	93.3%
	北海道社会保険事務局	132	132	189	8,401	107	6,021	51	13	59.8%
	高知社会保険事務局	80	80	73	3,905	52	3,235	17	3	38.5%
	長崎社会保険事務局	65	65	186	6,773	72	3,978	39	21	83.3%
	沖縄社会保険事務局	39	39	98	5,357	94	5,286	7	34	43.6%
	那覇社会保険事務室	34	34	28	1,261	22	1,158	8	2	45.5%
	福岡検疫所	32	32	28	1,117	17	862	15	0	88.2%
	那覇検疫所	28	28	30	1,791	30	1,791	13	6	63.3%
農林水産省	東北農政局	681	681	294	9,963	11	790	3	6	81.8%
	四国森林管理局	138	138	210	6,064	61	3,449	20	25	73.8%
	横浜植物防疫所	174	174	244	14,305	42	3,934	22	1	54.8%
	門司植物防疫所福岡支所	23	23	56	2,797	40	2,367	22	0	55.0%
経済産業省	北海道経済産業局	205	49	144	7,799	97	6,096	32	31	64.9%
	中部経済産業局	285	285	900	31,295	20	1,499	18	2	100.0%
	四国経済産業局	149	149	579	23,779	108	6,773	55	2	52.8%
国土交通省	北海道開発局	911	109	137	6,743	88	5,305	28	34	70.5%
	札幌開発建設部	393	45	63	2,248	20	1,268	8	11	95.0%
	関東地方整備局(さいたま)	842	842	690	21,478	72	4,717	34	0	47.2%
	中部地方整備局(三の丸)	568	568	962	32,169	22	1,457	9	8	77.3%
	中部地方整備局(築地)	117	117	232	8,629	10	867	10	0	100.0%
	神戸運輸監理部	101	101	170	6,681	39	1,840	1	0	2.6%
	大阪航空局	258	258	1,394	52,120	741	25,819	321	11	44.8%
	松山空港事務所	36	36	19	848	16	733	11	0	68.8%
	第四管区海上保安本部	155	155	219	7,199	10	717	9	1	100.0%
環境省	九州地方環境事務所	55	55	471	3,943	48	2,730	18	1	39.6%
防衛省	東京防衛施設局	384	384	581	20,960	19	1,446	1	0	5.3%
	福岡防衛施設局	230	230	1,321	62,574	395	25,953	23	0	5.8%

(注) 1 当省の調査結果による。

2 職員数は、平成18年4月1日現在のものであり、出張件数等は、調査した職員に係る分である。

3 割引航空券は、往復割引を除いたものである。

行政効率化推進計画の周知・指示の状況

区 分	府省名
計画を地方支分部局へ周知しておらず（1 府省）	環境省
計画を省内 LAN への掲示やメールでの送付で周知するのみで、特段の取組の指示なし（10 府省）	内閣府 宮内庁 公正取引委員会 総務省 法務省（平成 18 年度のみ周知） 外務省 文部科学省 経済産業省 国土交通省 防衛省
計画についての取組を指示（5 府省）	国家公安委員会（平成 18 年度のみ指示） 金融庁 財務省 厚生労働省 農林水産省

府省別勧告事項

項目等	内閣府	宮内庁	公取委	国公委	金融庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文科省	厚労省	農水省	経産省	国交省	環境省	防衛省
1 物品、役務等の一括調達の見直し等																
(1) 事務用品の一括調達の推進																
① 消耗品の調達に当たっては、単価契約による調達などにより契約件数の縮減を推進するとともに、少額随意契約による調達を見直し、一般競争契約の導入・拡大を推進する。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
② 備品の調達に当たっては、計画的な一括調達を徹底するとともに、少額随意契約による調達を見直し、一般競争契約の導入・拡大を推進する。	●				●		●		●	●	●		●			
(2) 合同庁舎の維持・管理に係る契約方法の見直し等																
① 合同庁舎の共用部分と専用部分の維持・管理に共通して必要な役務又は物品を、専用部分については入居官署がそれぞれ調達することとしている合同庁舎の管理官署及び入居官署は、共用部分との一括調達を推進する。	●		●	●	●	●	●		●		●	●	●	●	●	●
② 合同庁舎の維持・管理に必要な各種の役務、物品等の調達契約それぞれについて、全入居官署が契約に係る決裁手続等をそれぞれ行っている合同庁舎又は全入居官署が契約ごとに按分された分担額を支払っている合同庁舎の管理官署及び入居官署は、役務、物品等の調達に係る各入居官署の事務の省力化が図られるよう検討する。	●		●	●	●	●	●		●		●	●	●	●	●	●
(3) 競争性の確保																
① 物品の調達においては、仕様の設定内容等が競争を事実上制限するような内容とならないよう徹底する。						●								●		
② 庁舎の維持・管理に係る役務契約において、複数の随意契約を一括することにより一般競争入札に付することができるものについては、一括し、一般競争入札に付すよう徹底する。												●	●	●		
③ 電力小売自由化の対象となっている庁舎の管理官署は、庁舎の電力供給契約の締結に当たり、一般競争入札に付すよう徹底する。		●				●	●		●		●	●		●		
2 調達事務の集約化の推進																
① 同一機関内に複数の調達機関を設置している府省や複数の調達機関が同一敷地内等に所在している府省は、複数の調達機関を会計主管課等に集約することを検討するとともに、集約化が難しい場合には複数の調達機関が連名で契約するなどの共同調達を推進する。	●					●	●		●		●	●	●	●		●
② 地方支分部局等を設置している府省にあっては、地方支分部局等における調達事務の上部機関への集約化を推進する。	●		●	●		●	●		●		●	●	●	●	●	●
3 適正な物品管理の推進																
必要に応じ物品の現況把握を行い、物品管理簿等の帳簿への物品の異動の記録を適切に行うとともに、不用となった物品が生じた場合には、速やかに、管理換や分類換による有効活用の検討を行い、有効活用の途がないものについては、売払いや廃棄など処分の方針を決定する。			●			●	●		●		●	●	●	●		●
4 公用車の効率化の推進																
① 使用が低調なもの等について、代替手段の導入や一般職員による運転の実施あるいは運行管理の方法の見直しなどにより、削減又は有効活用する。				●		●	●		●		●	●		●		
② 使用実績を把握の上、これに基づき、代替手段の導入や一般職員による運転の実施あるいは運行管理の方法の見直しなどの検討を行い、公用車の効率化を推進する。	●		●	●		●	●		●		●	●	●	●	●	●
5 旅費事務の見直し等																
(1) 旅費事務の効率化の推進 職員に対する旅費の支給方法について、現金払及び受領代理人の口座への振込を見直す。						●					●			●	●	●
(2) 旅費の節減の取組の徹底 旅費の効率化の取組に関する通知・文書の内容の周知、バック商品や割引運賃制度の積極的な活用などにより、旅費節減の取組を徹底する。 また、バック商品等の効率的な情報収集や乗車券の手配等について、アウトソーシングを含め検討する。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
6 行政効率化の一層の推進																
① 行政効率化推進計画に基づく取組を徹底する。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
② 項目1、項目2、項目4及び項目5における指摘に対する必要な改善措置を講ずることにより、府省共通事務の実施体制の見直し・合理化を行う。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
③ 地方公共団体や民間企業における共通事務の効率化や経費節減の先進的な取組も参考に、更なる行政効率化の取組の推進について検討する。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●